

チェコ共和国のアフリカ豚熱清浄性に関するリスク評価報告書概要

2021 年 8 月 24 日
消費・安全局 動物衛生課

I. 背景

1. 我が国はチェコ共和国（以下「チェコ」）から輸出される生鮮豚肉等について家畜衛生条件を締結していたが、2017 年 6 月、チェコ国内にて野生イノシシでのアフリカ豚熱（以下「ASF」：参考資料 1、2）陽性確認を受け、家畜衛生条件に基づき、同国からの豚肉等の輸入を一時停止した。
2. 2019 年 5 月、チェコ当局から同国における ASF 清浄性認定及び同国産生鮮豚肉等の輸入再開について要請があった。
3. このため、標準的手続に従い、チェコ当局との質問票のやりとりや技術的協議の実施を通じて情報収集を行い、チェコの ASF 清浄性及びチェコ産生鮮豚肉を輸入再開した場合の ASF の侵入リスクについて、定性的な評価を実施した。

II. チェコにおける ASF 清浄性に関する情報

1. 地理的状况

チェコは、13 の州（region）と首都プラハから構成され、州の下位行政区分として、76 の郡（district）がある（参考資料 3）。

2. 獣医組織体制

（1）獣医当局

チェコでは、国家獣医局（The State Veterinary Administration：SVA）が家畜衛生当局として獣医関連法を所管している。SVA はチェコ共和国の農務省に属しており、中央獣医局（Central Veterinary Administration：CVA）、各州を管轄する州獣医局（Regional Veterinary Administrations：RVA）、及び首都プラハを管轄するプラハ獣医局（Municipal Veterinary Administration in Prague：MVA）の 3 局から構成される。SVA の長官は、農務大臣により、チェコの首席獣医官（CV0）に任命されている。

CVA は獣医療部と経済行政部の 2 部から構成され、獣医療部には動物疾病の予防及び発生時対応等を行う動物衛生保護福祉課を含む 4 課が設置されている。CVA は RVA と連携し、動物衛生に係る業務を遂行している。

（２）検査機関及び診断体制

プラハ国立獣医学研究所、イフラバ国立獣医学研究所及びオロモウツ国立獣医学研究所は連邦獣医学研究所（State Veterinary Institutes : SVIs）と呼ばれ、連邦政府から資金提供を受け、SVA の管理下にある機関である。合計 370 名の職員が所属して獣医学的検査・診断を実施している。SVIs は多くの動物疾病についてチェコのナショナルリファレンスラボラトリーとなっており、専門的及び技術的な支援や情報を他の研究所に提供している。ASF の診断はチェコ国内では SVIs でのみ実施可能であり、イフラバ国立獣医学研究所が ASF のナショナルリファレンスラボラトリーである。

（３）法制度

獣医療に関する法律（第 166/1999 号）が獣医関連法の主幹として存在し、動物の飼養に当たる義務、獣医当局のシステム及び権限等が定められている。その他、動物疾病に関する法令として、動物から人への伝染病及び伝染性疾病の予防及び撲滅のための措置に関する法令（第 299/2003 号）があり、動物疾病の防疫措置や通報義務等の詳細が定められている。ASF については、さらに ASF 対策とその防止に関する法令（第 202/2004 号）において、ASF 疑い事例及び発生事例への対応の詳細等が規定されている。

3. 養豚に係る一般状況

チェコにおける豚飼養農場の戸数は 8,419 戸、飼養頭数は 1,306,950 頭（2020 年時点）で、戸数、頭数ともに中部ヴィソチナ州が最も多い（参考資料 4）。

2020 年の豚肉生産量は 211,450 トンであり、ここ数年はほぼ同じ量で推移している。

と畜場は、運営に当たって SVA の承認を受ける必要がある。また、各施設に RVA の獣医官が常駐し、と畜前後検査を担当している。EU 加盟国では、EU 規則に基づき全ての食品製造業者に対して製品のトレーサビリティの確保義務を課しており、チェコにおいてもと畜場を含む事業者はトレーサビリティシステムの確立や適切な表示、書類の保管等を行う必要がある。なお、狩猟された野生イノシシは専用の施設で処理され、食肉製造工程において、家畜豚と交差することはない。

4. 養豚に係る登録制度及び豚の移動管理

チェコにおいては、EU 及びチェコ国内の法律に基づいて、1 頭でも豚を飼養している者は、商用、非商用に関わらず、チェコ農務省が管理する家畜登

録システム（Central Livestock Register）に登録することが義務付けられている。同システムは、家畜種ごとに出生地、性別、識別番号、移動、頭数、群やその変更に関する情報が登録されている包括的なデータベースであり、登録義務は、農場以外の関連施設（と畜場、運送業者、レンダリング施設等）にも課される。

豚の飼養者は、Central Livestock Register に登録した飼育頭数を常に最新情報に更新する必要がある、移動に伴い更新が行われるため、同システムの情報を用いて移動履歴を特定可能となっている。また、豚は、耳標もしくはタトゥーにより群ごとに識別される。

5. ASF の発生状況及び防疫措置

（１）発生状況（参考資料５）

2017 年 6 月、ASF パッシブサーベイランスの一環として、東部ズリーン州ズリーン郡で発見された野生イノシシの死体を検査したところ、ASF ウイルス陽性であることが確認された。これはチェコにおいては、初の ASF 発生事例であった。本発生の原因は特定されていないものの、人間の活動がチェコへのウイルス侵入に関与している可能性が高いと考えられている。SVA は、感染地域から入国する外国人労働者が持ってきた軽食が ASF 感染豚由来であったという説や国外からの輸送によって持ち込まれた（感染野生イノシシの死体がコンテナターミナルで発見されたため）という説を仮説として挙げている。

上記の初発事例以降、合計 230 例の野生イノシシでの ASF ウイルス陽性事例が確認されたが、2018 年 4 月に確認された最終事例は、腐敗が進んだ野生イノシシの死体を検査した結果 ASF 陽性であることが確認された事例であり、実際の死亡時期は 2017 年 10 月以前であると推定された。チェコ当局の申請に基づき、2019 年 3 月 12 日付けで EU による制限区域が解除された。OIE に対しては、2019 年 4 月 1 日に申請を行い、OIE は 4 月 19 日付けでチェコの清浄化宣言を公表した。

なお、家畜豚での ASF 発生は確認されていない。

（２）講じられた措置

a) 制限区域の設定（参考資料 6）

初発事例が確認された後、EU と SVA が協議の上、EU 法規に基づき、直ちに死体発見場所の周囲に暫定的な感染区域（infected area: 437.5 km²）が設定され、その後ズリーン郡全域（1,033 km²）が感染区域として再設定された。その後、獣医法に基づく緊急獣医措置（Emergency Veterinary Measures :

EVM) を採択し、高速道路と国境で区切られた感染区域の周辺地域(8, 500 km²) を集中的狩猟地域 (Area with intensive hunting : AIH) として指定するとともに、感染区域を高リスクゾーン (ASF 陽性例が発見された地域) と低リスクゾーン (ASF 陽性例が発見されていない地域) に分け、それぞれの地域内で実施する措置を定めた。また、EU 法規に基づき、感染区域(ズリーン郡) が Part II、ズリーン郡に接する3郡が Part I として指定され、発生状況等を踏まえて2回の見直しが行われた。

2019年3月12日にEU法規に基づく制限区域が解除されたことに伴い、同年3月14日にチェコ当局が独自に講じていたリスクベースの制限区域及び同区域内のEVM実施命令も全て解除された。

b) 制限区域内の措置

- ・移動制限：EU法規に従い、制限区域からの野生イノシシ生体及び肉等の移動は原則禁止、家畜豚生体及び肉等の移動にも制限が課された(参考資料7)。
- ・フェンスの設置：高リスクゾーン内にASF陽性事例の確認地点と地理的障壁を考慮して設定されたコアゾーン(57 km²)を囲むようにフェンス(電気柵及び忌避剤)が設置された。フェンス内では、発生初期は狩猟が禁止されるとともに、原則立入が禁止された(参考資料8)。
- ・野生イノシシ死体の積極的探索：感染区域内では、野生イノシシ死体の積極的な搜索が実施され、死体を発見したハンターに対しては1頭当たり最大5,000CZK(約25,500円)の報奨金がRVAから支払われた。発見された全ての死体についてASF検査が実施された。
- ・野生イノシシの減数措置：発生初期は、感染区域内では野生イノシシの狩猟及び餌付けが禁止されていたが、発生状況や疫学情報等を考慮し、ゾーンごとに徐々に減数措置が開始された。高リスクゾーンにおいては、より厳格に狩猟が管理され、当局から許可を受けたハンターやチェコ警察のスナイパーによる狩猟のみ許可された。その一方で感染区域周辺のAIHでは、時期や狩猟手段についての制限が解除され、積極的な狩猟が行われた。2019年4月時点で、最もリスクの高いコアゾーン内では野生イノシシの生息は確認されておらず、チェコ当局は、減数措置及びASF感染により、コアゾーン内の野生イノシシが根絶されたと推定している。。
- ・野生イノシシの死体の処理：感染区域内の死体は全て当局により回収され、レンダリング施設で公的獣医官によって採材された後処理された。死体は、シールによって識別され、プラスチックの袋で梱包してから、専用の車両でレンダリング施設に搬送された。
- ・家畜豚への侵入防止措置：感染区域内の豚飼養農場は、屋外飼育の禁止、

二重フェンスの設置をはじめとする強化バイオセキュリティルールの遵守が義務付けられるとともに、死亡及び何らかの症状を示した豚は全て ASF 検査を実施するという強化パッシブサーベイランスの対象となった。また、飼養頭数／目的に関わらず、家畜登録システムへの登録が義務付けられ、登録と同時に上記のバイオセキュリティ及びサーベイランスに係るルールが適用された。登録を行わなかった農場については、飼養禁止が命じられ、感染区域内では 44 戸の農場において予防的殺処分が実施された。なお、豚飼養農場の登録義務の強化はその後チェコ全土に対象が拡大された。

c) 制限区域外の措置

養豚農家、ハンター、獣医師に対して、手紙や Web サイトによる情報提供及び啓発活動が行われた。また、空港での手荷物検査、ゴミ箱の設置、郵便物の検査といった国境検疫措置に加え、空港や高速道路のサービスエリアにおける一般市民向けポスターや多言語ポスターの設置を行っている。

6. ASF サーベイランス体制

(1) 家畜豚のサーベイランス

a) 家畜豚のパッシブサーベイランス

法律に基づき、豚の飼養者や獣医師は ASF を含む動物疾病の疑いを通報する義務がある。通報義務の非遵守が発覚した場合は罰金が科されるとともに、飼養者に対しては当局による防疫措置の結果として生じる費用や損失の補償が行われない。

野生イノシシでの ASF 発生を受けて、感染区域内の家畜豚に対しては強化パッシブサーベイランス（ASF を疑う症状かどうかに関わらず何らかの症状を示している豚及び死亡豚は報告及び ASF 検査を義務付け）が行われるとともに、家畜豚の ASF 検査の実施基準が見直され、以下の場合には検査の実施が義務付けがチェコ全土に適用された。

- ✓ 母豚が流産あるいは未熟仔を産出した場合。
- ✓ ASF 疑いの臨床症状を示している場合。
- ✓ 離乳後に原因不明で大量死または突然死した場合。
- ✓ 成豚が明確な原因なく突然死した場合。

結果は以下の表 1 のとおりで、全て陰性だった。

表 1：家畜豚 パッシブサーベイランスの結果（チェコ全土）

年	2017	2018	2019	2020	2021※
検査数	519	2, 113	3, 756	3, 794	940
陽性数	0	0	0	0	0

※2021 年は 5 月 21 日までの結果

b) 家畜豚のアクティブサーベイランス

家畜豚のアクティブサーベイランスはズリーン州において実施された。ズリーン郡については 100 頭以上の豚を飼養する全農場、その他の郡については他の EU 加盟国への輸出を行っている農場から、6 か月ごとに 1 農場あたり 30～32 検体を採取し検査を実施した。結果は以下の表 2 のとおりで、全て陰性だった。

表 2：家畜豚 アクティブサーベイランスの結果（感染区域内）

年	2017	2018	2019
検査数	467	787	34
陽性数	0	0	0

(2) 野生イノシシのサーベイランス

a) 野生イノシシのパッシブサーベイランス

周辺国の ASF 発生を受け、SVA は全国的な ASF パッシブサーベイランスを開始した。このパッシブサーベイランスは 2014 年から 2021 年現在まで継続しており、チェコ全土で発見された全ての死亡イノシシに対して、ASF 検査が実施されている。結果は以下の表 3 のとおり。

表 3：野生イノシシ パッシブサーベイランスの結果（チェコ全土）

年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021※
検査数	243	348	404	1, 622	1, 408	1, 763	1, 535	576
陽性数	0	0	0	191	21	0	0	0

※2021 年は 5 月 21 日までの結果

また、野生イノシシでの ASF 発生を受けて、感染区域及びその周辺で積極的な野生イノシシの死体の搜索及び全頭検査が実施された。結果は以下の表 4 のとおり。

表 4：野生イノシシ パッシブサーベイランスの結果（制限区域内、2017 年 6 月～2019 年 2 月）

	検査数	陽性数
PartII(感染区域)	446	212
Part I	155	0
集中的狩猟地域(AIH)(Part I 及び II を除く)	517	0

b) 野生イノシシのアクティブサーベイランス

野生イノシシで発生が確認された 2017 年 6 月 27 日から清浄化が達成された 2019 年 3 月 14 日まで、制限区域（Part I 及び Part II（感染区域））においてアクティブサーベイランスが実施された。同区域内で狩猟されたイノシシは全頭検査され、結果は以下の表 5 のとおり。

表 5：野生イノシシ アクティブサーベイランスの結果（制限区域内）

年	2017	2018	2019
検査数	13,487	12,446	2,272
陽性数	15	3	0

また、ドイツ及びポーランドにおける ASF 発生状況を踏まえ、2020 年 11 月から、両国との国境沿いの一部地域（約 1,440 km²）が集中的狩猟地域(AIH)に指定され（参考資料 9）、当該地域ではあらゆる年齢区分および性別のイノシシに対して、狩猟シーズンに関係なく集中的な通年狩猟が指示され、全ての狩猟イノシシについて ASF 検査が実施されている。結果は表 6 のとおり、現在のところ全て陰性である。

表 6：野生イノシシ アクティブサーベイランスの結果（2020 年 11 月～）

年	2020	2021※
検査数	481	1,287
陽性数	0	0

※2021 年は 5 月 2 日までの結果

7. 家畜豚における ASF 対策

（1）農場のバイオセキュリティ

チェコにおいては、農場が遵守すべきバイオセキュリティ基準は国内法令により定められており、国内や周辺国の発生を受けて当該法令を改正し、バ

バイオセキュリティルールを強化している。直近では、ドイツとポーランドの ASF 発生状況を踏まえて改正が行われ、2021 年 1 月 1 日から、チェコ全土において、豚を飼育するために使用される全ての建物（飼料保管庫を含む）の周辺にフェンスを設置すること及び屋外の運動場は二重フェンスで囲うことが義務付けられた。

RVA は、年に 1 回、バイオセキュリティ基準の遵守状況等を確認するため、豚飼養農場に対する立入検査を実施する。放牧を行っている農場や飼養頭数が多い農場などリスクが高いと判断された農場が主に検査対象として選択され、検査の結果、基準を遵守していないと判断された場合は、RVA から農場に対し罰則が課されるとともに是正命令が発出される。是正命令には、修正方法や期限が記載されており、期限後に改善状況について検査が行われる。

（２）家畜豚における ASF 発生への対応

前述のとおり、チェコにおいて家畜豚での ASF 発生は確認されたことはないが、発生時の対応については、EU の関連法規に準拠する形でチェコ政府が策定した国内法令及び防疫指針により定められている。

農場において疑い事例が確認された場合、公的獣医官が当該農場を監視下に置いて立ち入り禁止措置を課するとともに、臨床検査及び疫学調査の実施が行われる。採材したサンプルはリファレンスラボラトリーであるイフラバ国立獣医学研究所に送付され、検査が実施される。

ASF の発生が確定すると、RVA の監視の下、発生農場における全ての感受性動物の殺処分が開始される。特定された疫学関連農場においても、家畜の殺処分及び死体の処理が行われる。確定後直ちに、発生農場の周囲最低半径 3 km のプロテクションゾーン及び最低半径 10km のサーベイランスゾーンが設定され、移動制限、サーベイランス等の措置が実施される。

Ⅲ. まとめ

チェコにおいては、ASF 等の重要疾病の防疫対策は、中央政府の家畜衛生当局である国家獣医局（SVA）が担当している。SVA 内には中央獣医局（CVA）と各州を管轄する州獣医局（RVA）が設置されており、疾病発生時には CVA の指示の下、RVA が防疫措置等を実行することとなる。

また、ASF は法令で届出対象疾病に指定され、ASF を疑った者には速やかに家畜衛生当局に通報する義務が課されているとともに、ASF に関する検査・診断体制も整備されている。

以上のことから、チェコには ASF の発生を早期摘発し、的確に封じ込めるた

めの基礎となる家畜衛生体制及び法令が整備されていると考えられる。

2017 年 6 月以降、合計 230 例の野生イノシシでの ASF 陽性事例が確認されたが、2018 年 4 月を最後に ASF 陽性の野生イノシシは発見されておらず、かつ、最後に発見された事例は腐敗が進んだ状態（死後約 6 か月経過と推定）であった。

ASF 発生を受け、SVA は、EU 法規に基づく制限区域の設定及び移動制限を行うとともに、チェコ独自のリスクベースでの制限区域を設定し、フェンスの設置、減数措置（狩猟）、死体の積極的搜索等の措置を実施した。最もリスクが高いと考えられるエリアに早期にフェンスを設置し、ASF に感染している野生イノシシの移動や人による拡散を抑制しながら、減数措置や死体の搜索を行ったことにより、ズリーン州ズリーン郡内の限局的な地域（89km²）以外では発生は確認されなかった。また、家畜豚への侵入防止対策として感染区域内の豚飼養農場のバイオセキュリティ強化等の措置を行っており、チェコ全土において家畜豚での発生は確認されていない。

なお、今般の発生の侵入経路が周辺の発生国からの汚染物品の持ち込みである可能性があることを踏まえ、従来の国境検疫措置に加え、空港や高速道路における一般市民向けポスター及び多言語ポスターの設置等の侵入防止対策を講じている。

また、ASF 発生を受けて、野生イノシシ及び家畜豚の両方で ASF アクティブサーベイランスが実施され、野生イノシシにおける発生状況が適切に把握されるとともに、家畜豚における ASF 清浄性が確認されている。さらに、パッシブサーベイランスも野生イノシシ及び家畜豚で ASF 発生前から継続的に実施されており、2018 年 4 月以降陽性事例は確認されていない。

以上のことから、現在チェコ国内に ASF ウイルスが存在・循環している可能性は極めて低いと考えられた。

さらに、野生イノシシのパッシブサーベイランスは、死体で発見された個体の全頭検査という体制が今後も継続されることに加えて、2020 年 11 月以降、ASF 発生国であるポーランド及びドイツとの国境エリアでは狩猟の強化及び狩猟イノシシの全頭検査を開始し、周辺国からの侵入の早期検出に努めている。家畜豚についても ASF 検査実施の基準が見直され、原因不明の突然死や大量死についても ASF 検査を実施することになっており、今後、万が一、チェコ国内に ASF ウイルスが侵入した場合にも早期摘発は可能であると考えられた。

今般の ASF 発生を受け、家畜豚の ASF 対策も強化されており、1 頭でも豚を

飼養している農場は商用、非商用に関わらず当局のデータベースに登録し、国内法令に基づく飼養衛生管理基準の遵守することが義務付けられた。また、2021 年以降、農場内の全ての建物周辺にフェンスを設置すること、また屋外の運動場に関しては二重フェンスで囲うことがチェコ全土の農場に対して義務付けられている。SVA は、農場のバイオセキュリティレベル等のチェックを行うため農場への立入検査を行い、飼養衛生管理基準の非遵守事例については是正命令を出している。

また、国内法令及び防疫指針により、家畜豚での発生に係る防疫措置が定められており、発生時は規定の措置が迅速に講じられる。豚の飼養者は、チェコ農務省のデータベースに飼養情報を登録し、移動に伴い更新することが義務付けられており、同システムの情報を用いて移動履歴を特定可能となっている。また、豚は、耳標もしくはタトゥーにより群ごとに識別されていることから、ASF 発生時の迅速な封じ込めや円滑な疫学調査を可能とする体制が既に整っていると考えられる。

以上のことから、ASF 発生の早期検知や野生イノシシ・家畜豚群への侵入防止に向けた取り組みが引き続き維持・徹底される限り、チェコを ASF の清浄国として再認定し、同国からの生鮮豚肉の輸入を再開しても、ASF が我が国へ侵入するリスクは無視できると考えられた。

参考資料 1. アフリカ豚熱 (ASF) とは

1 原因 (病原体)

ASF ウイルスはアスファウイルス科アスフィウイルス属 (Asfarviridae Asfivirus) に分類されるウイルスで、2 本鎖 DNA をゲノムにもつ。ウイルスの直径は約 260~300nm と大きく、直鎖状のゲノム DNA からなる核様体 (ヌクレオイド; nucleoid) を、タンパク質性の内部コアシェル、脂質性の内膜、正 20 面体のキャプシドタンパク質及び細胞膜由来のエンベロープで包みこむ 5 層構造を取る

2 感受性動物

豚、イノシシ

3 症状

臨床症状は、ウイルス株ごとの病原性の違い、宿主側の要因 (動物種、年齢、健康状態等) ならびに感染経路によって異なり、甚急性型、急性型、亜急性型、慢性型および不顕性型と多様な病態を示す。哺乳豚や妊娠豚はより重篤な症状を示し、致死率も高い。

甚急性型では 41° C 以上の発熱、元気消失、食欲不振を呈することがある。皮膚のうっ血、紅斑が強く見られる場合もあるが、多くは臨床的に著変を示すことなく感染後 4 日以内に突然死する。致死率は 100% に達する。

亜急性型では急性型と同様の症状を示すが、より進行が緩やかで感染後 7~20 日に死亡する。致死率は 70% 以下で、生き残った豚は 3~4 週間で回復する。流産をきっかけにして摘発されることもある。感染 7 日目以降の血小板減少症は急性型より強く、体温測定や検査材料の採取の際に粘膜を傷つけると、容易に出血する。病原性の低いウイルス株による感染や感染ウイルス量が少ない場合にこの亜急性型の病態を示す。

慢性型は顕著な症状を示さないものをいう。呼吸器症状や下痢、関節の腫脹、潰瘍を伴う皮膚炎等の報告があるが、これらの症状は細菌の二次感染によるものと思われる。過去にスペインとポルトガル、ドミニカで発生が報告されているが、常在地であるアフリカでは見られていない。近年のロシアや東欧での発生においても慢性型は確認されていない。

不顕性型はアフリカのイボイノシシやカワイノシシ類に見られるもので、無症状で感染が長期間持続する。

ASFV が未発生地域へ侵入した場合には、特別な症状を示さないまま突然死が続くことで発生が確認される。ASFV は伝染性が非常に強いため、豚房内で少頭数のみが発症するような事例は考え難く、ひとたび侵入すると同居豚はすべて感染して発症するといった状況が想定される。

【出典・参考文献】

- 1) 農研機構 動物衛生研究部門ウェブサイト: ASF (アフリカ豚熱)
- 2) Reteno DG et al., (2015) J. Virol. 89: 6585-6594.
- 3) Wang et al., (2019) Science 366: 640-644.
- 4) Salas & Andres (2013) Virus Res. 173: 29-41.

参考資料 2. OIE 陸生コード

OIE コードの第 15. 1. 4 条に従えば清浄性ステータスの条件は以下のとおり：

第 15. 1. 4 条 ASF 清浄国又はゾーン

1 歴史的清浄ステータス

OIE コード第 1. 4. 6 条（※ 疾病又は感染の清浄性を証明するための条項）が遵守されていれば、ASF 特定のサーベイランスを公式に講じていなくてもその国又はゾーンは ASF 清浄と見なすことが出来る。

2 すべてのイノシシ科動物における清浄ステータス

上記の歴史的清浄ステータスの基準に合致しない国又はゾーンは第 15. 1. 3 条（国、ゾーン又はコンパートメントの ASF のステータスを決定する一般的な規定、特に第 7 項）及び以下を満たす場合、家畜豚及び飼養されている野生イノシシにおいて ASF 清浄と見なすことが出来る：

- a) 過去 3 年間第 15. 1. 28 条から第 15. 1. 33 条に準拠したサーベイランスが行われていること；
- b) 過去 3 年間 ASF の発生が確認されていないこと；感染の疫学にダニの関与が無い場合はこの期間を 12 ヶ月まで減じることが出来る；
- c) 輸入された豚製品が本章の関連条項（豚生体、豚肉製品等の輸入条件の条項）に合致していること；

3 家畜豚及び飼養イノシシにおける清浄ステータス

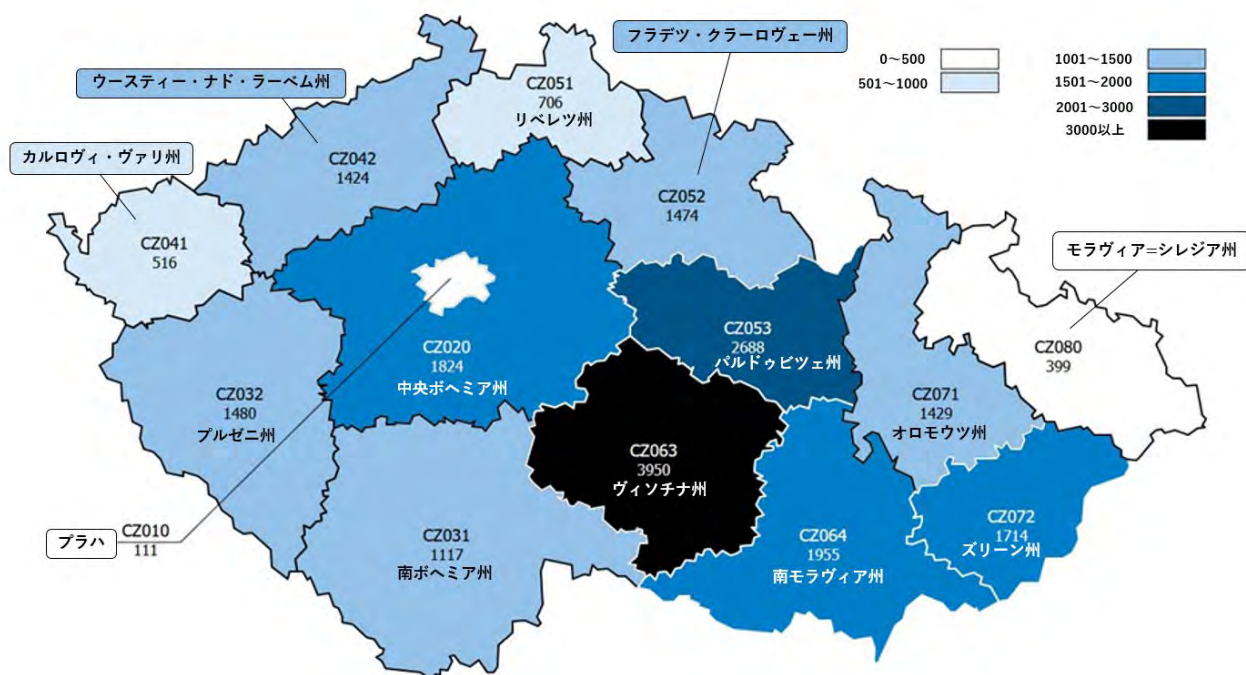
上記 1 及び 2 b) に合致しない国又はゾーン（人の管理下でない、もしくは野生のイノシシ科動物で ASF 感染事例が確認されている場合）は、第 15. 1. 3 条（国、ゾーン又はコンパートメントの ASF のステータスを決定する一般的な規定）及び以下を満たす場合、家畜豚及び飼養イノシシにおいては ASF 清浄と見なすことが出来る：

- a) 過去 3 年間、第 15. 1. 28 条から第 15. 1. 33 条に準拠したサーベイランスが行われていること；
- b) 家畜豚及び飼養されている野生イノシシにおいて過去 3 年間、家畜豚及び飼養イノシシにおいて ASF の発生が確認されていないこと；感染の疫学にダニの関与が無い場合はこの期間を 12 ヶ月まで減じることが出来る；
- c) 輸入された豚製品が本章の関連条項（豚生体、豚肉製品等の輸入条件の条項）に合致していること；

参考資料3. チェコ地図

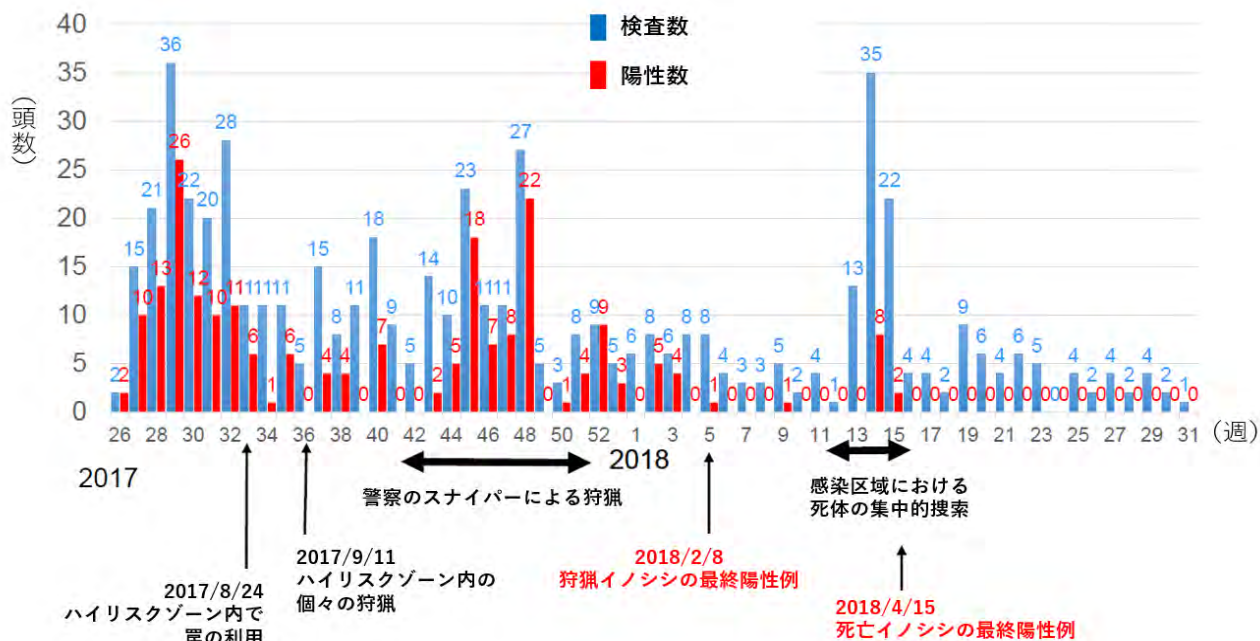


参考資料4. チェコにおける 100 km²あたりの家畜豚の密度



参考資料5. チェコにおけるASF 発生状況

(1) ASF 発生件数 (2017 年 6 月～2018 年 2 月)



(2) 野生イノシシにおける発生地図



参考資料 6. ASF 発生を受けて設定された制限区域

(1) 欧州委員会実施決定 2014/709/EU に基づく制限区域



区域	定義
Part I	野生イノシシでの発生の近隣地域 (ASF 未発地域)
Part II	野生イノシシでのみ発生が確認されている地域
Part III	家畜豚及び野生イノシシでの発生が確認されている地域
Part IV	発生が常在化 (風土病化) している地域

※チェコでは家畜豚での ASF 発生がなかった為、Part III 及び IV は設定されていない。

(2) チェコ独自の制限区域

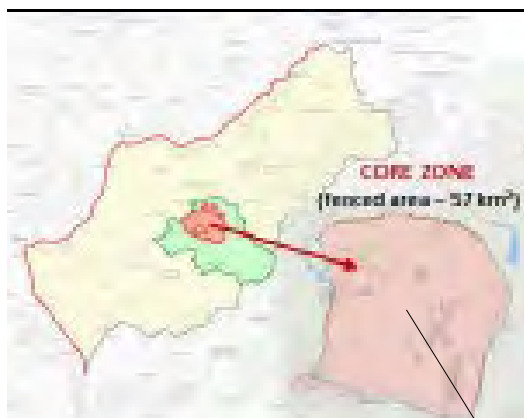


参考資料 7. 欧州委員会実施決定 2014/709/EU に基づく移動制限

ゾーン	生体豚	豚肉等
Part I	<u>国内移動：</u> 制限なし	<u>国内移動：</u> 制限なし
	<u>国外への移動：</u> ・他の EU 加盟国への出荷は、以下を満たす豚以外の出荷禁止 ①出荷豚は出生以来又は出荷前 30 日間継続して飼養されていたこと。また、出荷前 30 日間に Part II ～IV の農場由来の豚が導入されていないこと。 ②出荷農場は ASF に特化したバイオセキュリティ措置を講じていること ③出荷前 7 日以内に採材され、検査室検査で ASF 陰性が確認され、出荷日の公的獣医官による臨床検査にて異常が認められないこと 又は ④出荷農場は当局による定期監査が行われていること ・ 第三国への出荷は、上記の EU 加盟国向けの条件を満たすとともに、相手国の課す条件を満たす豚以外の出荷禁止	<u>国外への移動：</u> 制限なし (当該肉は Part II ～IV 以外に所在する農場の豚由来であること)
Part II	<u>国内移動：</u> 以下を満たす豚以外の出荷禁止 ①出荷豚は出生以来又は出荷前 30 日間出荷農場で飼養されていたこと。また、出荷前 30 日間に Part II ～IV の農場由来の豚が導入されていないこと。 ②出荷農場は ASF に特化したバイオセキュリティ措置を講じていること ③出荷前 7 日以内に採材され、検査室検査で ASF 陰性が確認され、出荷日の公的獣医官による臨床検査にて異常が認められないこと 又は ④出荷農場は、当局による定期監査が行われていること	<u>国内移動：</u> 制限なし
	<u>国外への移動：</u> ・他の EU 加盟国への出荷は、国内移動の条件を満たし、相手国の Part II 又は III に所在する農場向け以外は禁止 ・ 第三国への出荷は禁止	<u>国外への移動：</u> 他の EU 加盟国への出荷は、以下を満たす豚肉以外は禁止 ・ 出生以来 Part II ～IV 以外に所在する農場で飼養されていた豚由来であり、認定施設で製造・加工されること 又は ・ Part II から国内移動が許可された豚由来であること 又は ・ Part II ～IV 由来であって、当局が指定する施設において所定のウイルス不活化措置が講じられた製品であること 第三国への出荷は、上記の EU 加盟国向けの条件を満たすとともに、相手国の課す条件を満たす豚以外の出荷禁止

参考資料8. 制限区域に設置されたフェンス

(1) コアゾーン及びフェンスの設置状況



コアゾーン
(57km²)



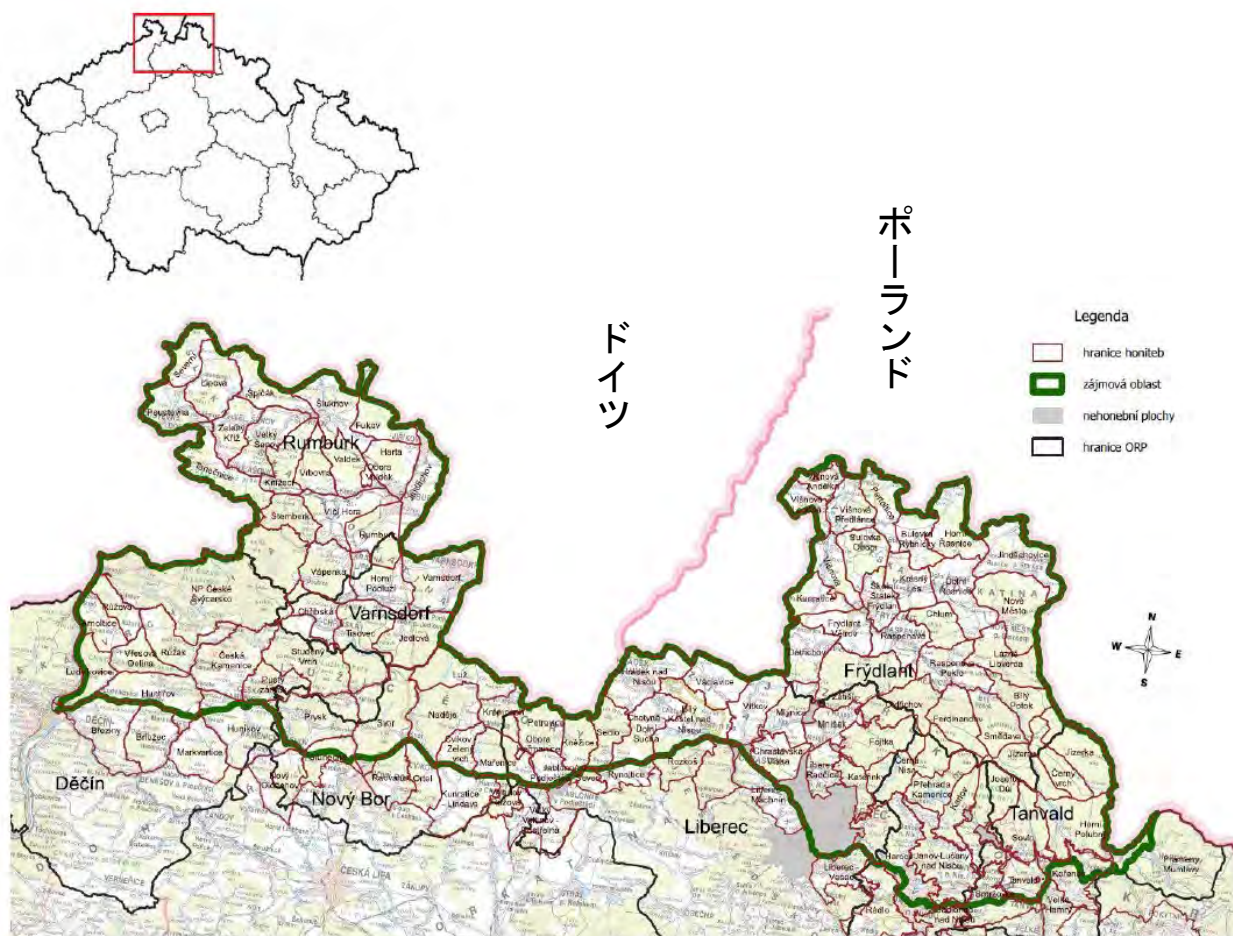
(2) 忌避剤によるフェンス(臭いフェンス)



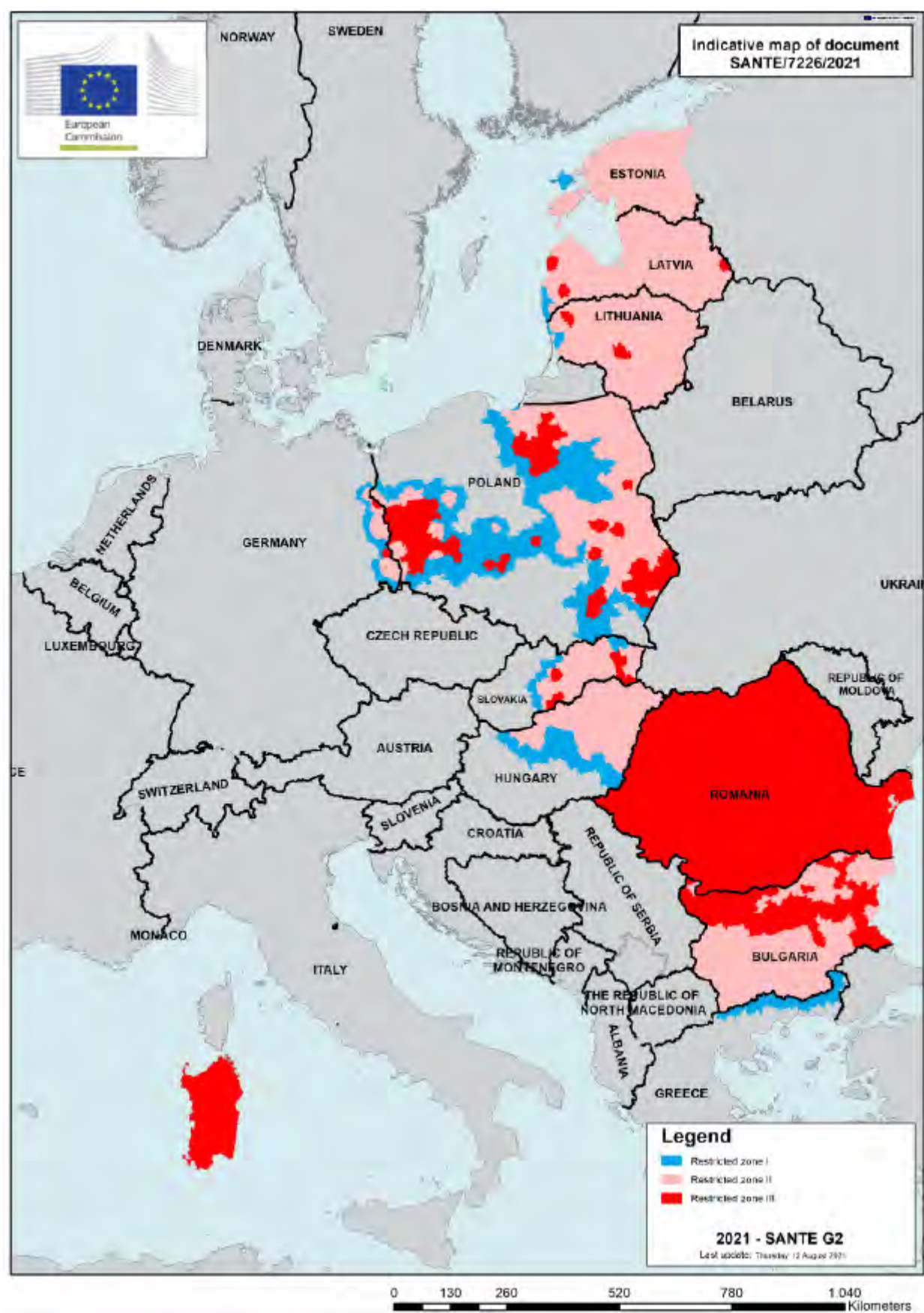
(3) 電気フェンス



参考資料 9. 野生イノシシの集中的狩猟が実施されている区域(2020 年 11 月 16 日より施行)



参考資料 10. EU 加盟国におけるリスクエリア (2021 年 8 月 12 日時点)



参考資料 11. 世界における ASF 発生状況

出典: OIE 等

ASFの発生状況

2021年7月29日時点

■ = 2005年以降OIE等に発生通報のあった国/地域



アフリカ(30か国・地域)

アンゴラ
ベナン
ブルキナファソ
ブルンジ
カメルーン
カーボヴェルデ
中央アフリカ
チャド
コンゴ民主共和国
コンゴ共和国

コートジボワール
ガーナ
ギニアビサウ
ケニア
マダガスカル
マラウイ
モーリタニア
モザンビーク
ナミビア
ナイジェリア

ルワンダ
セネガル
南アフリカ共和国
タンザニア
トーゴ
ウガンダ
ザンビア
ジンバブエ
マリ
シエラレオネ

アジア(15か国・地域)

中国
モンゴル
ベトナム
カンボジア
香港
北朝鮮
ラオス
ミャンマー
フィリピン
韓国

東ティモール
インドネシア
インド
マレーシア
ブータン

ヨーロッパ(21か国・地域)

アルメニア
アゼルバイジャン
ジョージア
イタリア(サルジニア島に限る)
ロシア
ウクライナ
ベラルーシ
リトアニア
ポーランド
ラトビア

エストニア
モルドバ
チェコ
ルーマニア
ハンガリー
ブルガリア
ベルギー
スロバキア
セルビア
ギリシャ

南北アメリカ(1か国・地域)

ドミニカ共和国

オセアニア(1か国・地域)

ババニューギニア

※ 2021年7月29日現在に最新データを掲載

2021年8月6日現在

● : アフリカ豚熱発生国

ラトビア

初発生: 2014年6月25日
豚、野生いのしし4299件発生
直近の発生: 2021年7月30日、野生いのしし

リトアニア

初発生: 2014年1月24日
豚、野生いのしし3629件発生
直近の発生: 2019年

ドイツ

初発生: 2020年9月9日
豚3件、野生いのしし1805件発生
直近の発生: 2021年8月5日、野生いのしし

ベルギー

初発生: 2018年9月9日
野生いのしし668件発生
直近の発生: 2020年3月4日、野生いのしし

チェコ

初発生: 2017年6月27日
野生いのしし220件発生
直近の発生: 2018年4月19日、野生いのしし
※2019年4月19日に清浄化を宣言

ハンガリー

初発生: 2018年4月20日
野生いのしし8229件発生
直近の発生: 2021年7月28日、野生いのしし

欧州・ロシア等における アフリカ豚熱の発生状況(2007年以降)



エストニア

初発生: 2014年9月2日
豚、野生いのしし3958件発生
直近の発生: 2019年

ポーランド

初発生: 2014年2月13日
豚、野生いのしし8300件発生
直近の発生: 2020年10月26日、豚

スロバキア

初発生: 2019年7月23日
豚、野生いのしし40件発生
直近の発生: 2020年3月31日、野生いのしし

セルビア

初発生: 2019年7月30日
豚、野生いのしし74件発生
直近の発生: 2020年9月15日、豚
イタリア(サルジニア島のみ)
初発生: 2007年以前
豚、野生いのしし949件発生
直近の発生: 2019年

ロシア

初発生: 2007年
豚、野生いのしし1844件発生
直近の発生: 2021年7月28日、豚

ベラルーシ

初発生: 2013年6月19日
豚4件発生
直近の発生: 2013年7月1日、豚

ウクライナ

初発生: 2012年7月30日
豚、野生いのしし538件発生
直近の発生: 2021年7月27日、豚

モルドバ

初発生: 2016年9月17日
豚、野生いのしし148件発生
直近の発生: 2020年9月29日、野生いのしし

ルーマニア

初発生: 2017年7月27日
豚、野生いのしし6835件発生
直近の発生: 2021年7月28日、豚

ブルガリア

初発生: 2018年8月31日
豚、野生いのしし243件発生
直近の発生: 2021年7月19日、豚

ギリシャ

初発生: 2020年2月5日
豚1件発生

※出典: OIE-WAHIS[Animal disease eventsおよびQuantitative data]、各国当局HP ※日付は発生日又は検体回収日に基づく ※赤字は更新箇所